

第 3 期北海道スポーツ推進計画の策定について

1 北海道スポーツ推進計画の位置付け

スポーツ基本法第 10 条に基づく計画として、国の基本計画を参酌し、道内の経済、社会状況の変化などを踏まえ、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定するものです。

～スポーツ基本法第 10 条～

都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条令に定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

第 3 期北海道スポーツ推進計画の策定においては、国の基本計画や新たに制定される道条例を踏まえた計画とします。

現 行 計 画	次 期 計 画
国の第 2 期スポーツ基本計画 (H29～R3) ↓ 道の第 2 期スポーツ推進計画 (H30～R4)	国の第 3 期スポーツ基本計画〈検討中〉 (R4～R8：R4.3策定予定) ↓ 北海道スポーツ推進条例 ↓ (R4年3月策定予定) 道の第 3 期スポーツ推進計画 (R5～R9：R5年3月策定予定)

2 審議の進め方

○ 今回の審議会（書面会議）では、

- ・「第 2 期北海道スポーツ推進計画の点検・評価（中間報告）」
- ・北海道議会第 1 回定例会に議員提案される「北海道スポーツ推進条例（案）」
- ・現在、国において検討されている「第 3 期スポーツ基本計画」（答申素案まで公表）

について報告します。

○ 次期計画策定に向け、令和 4 年度に、次のとおり段階的に審議を進めることとしています。

